

# ざいりゅうしかくへんこう てつづ 在留資格変更の手続きについて

名古屋外国人雇用サービスセンター (ハローワーク名古屋) ・ 愛知労働局 職業安定部 職業対策課  
<http://aichi-foreignerjsite.mhlw.go.jp/> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 1 はじめに

留学生が、日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）」に定められる手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

※平成27年4月から在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の区分が一本化され、「技術・人文知識・国際業務」という在留資格が新設されました。

## 2 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れを、より積極的に推進することが政府の方針となっています。一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応することを基本方針としており、入管法には、単純労働に従事することを目的とした在留資格は設けられておりません。

### 3 就労の在留資格とは

わが国に在留する外国人は、許可された在留資格の範囲内の活動を行うことができます。就労が認められる

21の在留資格のうち、留学生が変更できる在留資格は主に「技術・人文知識・国際業務」です。

これらの在留資格の活動内容と許可基準は次のとおりです。

在留資格	技術（ぎじゅつ）・人文知識（じんぶんちしき）・国際業務（こくさいぎょうむ）	
活動内容	理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務	
職種別	システムエンジニア、技術開発、設計、品質管理 他 企画、マーケティング、財務 他 通訳・翻訳、語学の指導、 広告、宣伝、海外取引業務、デザイン 他	
許可基準	<p>（技術）（人文知識）</p> <p>① 従事する業務に必要な技術や知識にかかる科目を専攻して大学・短大・大学院・高等専門学校を卒業していること又は10年以上の当該業務の実務経験があること。</p> <p>※いわゆるIT技術者については、法務省告示で定められた情報処理技術に関する資格を有する場合は、該当することを要しません。</p>	<p>（国際業務）</p> <p>① 3年以上の当該業務の実務経験があること（大学・短大・大学院を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は経験不要）。</p>
	<p>① 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>③ 就職先の企業等も事業が適正に行われ、安定性及び継続性が認められること。</p>	

なお、専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を取得する者については、従事する業務内容が「技術・

人文知識・国際業務」に該当し、かつ、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があれば、上記

許可基準①に関わらず、在留資格の変更が許可されます。

# Q & A

Q1 在留資格変更の手続きは、必ず本人が入管に出向いて行わないといけないのでしょうか？

本文でも触れたとおり、就職を理由とする在留資格変更許可の申請は本人自身で行うことが原則となっていますが、雇用先の企業等があらかじめ法務大臣の承認を受けている場合には、その企業等の職員が申請を取り次ぐことができ（申請取次制度）、この場合には入管の窓口に出頭することが免除されます。（ただし、審査の必要上求めがあった場合にはこの限りではありません。）いったん就労の在留資格を得た外国人が在留資格の更新を受けようとする場合も、この制度を利用することが可能です。

Q2 企業から採用の内定通知をもらいましたが、就労の在留資格への変更手続きはいつ頃から受付してもらえますか？

大学等新規卒者が4月から就職できるよう配慮するため、多くの入管ではその年の1月以降から受付していますが、念のためその年度における受付開始について最寄りの入管に確認するようにしてください。

Q3 外国人を雇用できる企業の基準や報酬の基準は存在するのでしょうか？

会社の規模に関する基準は設けられていませんが、会社の経営基盤がしっかりしていて、かつ一定の業績が認められる必要はあるでしょう。また、本人が入社してその能力を遺憾なく発揮できるような仕事が提供され得ることは当然です。報酬については、基本的には、日本人が同じ職務に従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが要件となっています。

Q4 就労の在留資格を取得した外国人が家族を同居目的で呼び寄せることは可能でしょうか？

就労目的で残留が認められている外国人については、その配偶者及び子に限って、同居して扶養することとを目的とする場合に「家族滞在」の在留資格が付与されます。その際、夫婦や親子の関係が本国の文書により立証され、かつ扶養を行う者が実際に扶養能力を有していると認められる必要があります。

Q5 在留資格の変更許可を受けた場合、手数料はかかりますか？

入管法関係手数料令の規定によって、在留資格変更許可を受けた場合には、4,000円を納付する必要があります。実際には当該額の収入印紙を、所定の手数料納付書に貼付します。

Q6 一時取得した就労の在留資格に伴う在留期間がまだ残っているうちに転職をしようとする場合、その時点で何らかの手続きを行う必要はあるのでしょうか？

新たに従事しようとする職務内容が現に有する在留資格で認められた活動の範囲内である場合には、転職したことだけをもって入管で手続きを行う必要はありません。しかし、転職後も就労資格を有することを証明するため、転職先の資料を添付して「就労資格証明書」を申請することをお勧めします。

Q7 在学中に就職が決まらなかった時、卒業した後も継続して就職活動を行うことは出来ますか？

在留中の経費の支弁能力を証する文書、卒業した教育機関の卒業証書（写）又は卒業証明書、同機関による継続就職活動の推薦状及び継続就職活動を行っていることを明らかにする資料を添えて入国管理局に申請する事で、在留資格「特定活動」として「6ヶ月」の在留が認められ就職活動することが可能です。

<在留資格に関するお問い合わせ先>

●外国人滞在総合インフォメーションセンター ([http://www.immi-moj.go.jp/info/i\\_main.html](http://www.immi-moj.go.jp/info/i_main.html))

☎ : 0570-01-3904 ☆外国語対応可能 (英語・韓国語・中国語・スペイン語等)

( I.P. PHS, 海外から : 03-5796-7112 )

時間 : 8 : 30 ~ 17 : 15 ( 平日 )

※電話でのお問い合わせは東京入国管理局内インフォメーションセンターで行っています。

※訪問する場合は…〒455-8601 名古屋市中港区正保町5-18 名古屋入国管理局 まで

2015.6作成